

手続カンタン！

# 社会保険労務士への相談費用を 助成します！

## 介護職員処遇改善加算取得促進 特別事業費補助金とは？

介護職員処遇改善加算の新規取得、上位区分(加算 加算 など)取得、現在取得している区分を継続取得等を促進するため、社会保険労務士に就業規則等の作成や助言等の相談を実施した際に生じる**経費(相談にかかる費用)**を補助することを目的とした事業です。

### 補助対象

神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市除く）に所在し、県が指定するサービスで、**介護職員処遇改善加算の届出をしている、又は届出をしようとする事業所**

### 補助金額

1 事業所に対して、**相談 1 回につき 2 万円の補助**  
**相談上限 2 回まで**  
**(最大 4 万円の補助)**

### \* 主な相談例 \*

新規に加算を取得・上位区分の加算を取得するため、**新たに就業規則や給与規定の作成**を行うための相談をしたい

加算 を既已取得しているが、**現在よりさらに処遇を改善する**ための相談をしたい

## \* 申請から交付までの流れ \*

約 3 週間



### < 申請に必要な書類 >

( <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=875&topid=19> )

補助金交付申請書  
現在適用されている  
就業規則・給与規定の写し  
役員等氏名一覧表

### < 実績報告に必要な書類 >

実績報告書  
社会保険労務士相談証明書  
社会保険労務士費用支払証明書  
就業規則・給与規定の写し  
介護職員処遇改善加算届出書の写し

社会保険労務士に相談する **3 週間前までに**  
神奈川県に補助金の申請を行ってください。

### 申請書提出期限

平成 30 年 1 月末日

予算の範囲内で行いますので、補助金交付は**先着順**とさせていただきます

### 【提出先・問合せ先】

〒231-8588  
神奈川県横浜市日本大通 1  
神奈川県高齢福祉課  
在宅サービスグループ  
TEL : 045(210)4840  
FAX : 045(210)8866

### 【申請書・要綱等掲載場所】

介護情報サービスかながわ  
事業者 (ライブラリー (書式 / 通知))  
「0. 介護職員処遇改善加算」  
「介護職員処遇改善加算取得促進  
特別事業費補助金」